## 給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

**平成２１年（再口）第５号**

鹿児島県肝属郡肝付町後田2529番地４

再生債務者　入佐　　誠

1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年３月17日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成22年４月30日まで

平成22年４月２日

鹿児島地方裁判所鹿屋支部再生係

**平成２１年（再口）第２２号**

沖縄県那覇市天久１丁目８番７号　ミログロッサ501

再生債務者　山田みさよ

1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年３月30日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成22年４月30日まで

平成22年４月２日

那覇地方裁判所民事第３部

## 給与所得者等再生による再生計画認可

**平成２１年（再口）第５号**

宮城県大崎市鹿島台木間塚字東浦90番地１

再生債務者　鈴木　勝美

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年３月31日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年４月１日

仙台地方裁判所古川支部個人再生係

**平成２１年（再口）第１２号**

兵庫県姫路市飾磨区阿成渡場294番地８

再生債務者　松本　　一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年３月31日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年４月５日　神戸地方裁判所姫路支部

**平成２１年（再口）第１５号**

埼玉県富士見市関沢２丁目25番25―508号

再生債務者　坂田　正幸

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年４月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年４月５日

さいたま地方裁判所川越支部

**平成２１年（再口）第３０号**

札幌市西区西野１条４丁目３番８号　芦田方

再生債務者　小野寺孝子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年４月２日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年４月５日

札幌地方裁判所民事第４部

## 財務省共済組合定款の一部変更について

財務省共済組合定款（平成12年12月20日制定）の一部を次のように変更する。

平成 22 年３月 31 日

財務省共済組合代表者
財務大臣　菅　　直人

第17条に次の１項を加える。

2　附加給付の支給に関する手続に関し必要な事項は、運営規則で定める。

第32条第１項の表中「$\frac{32.23}{1,000}$」を「$\frac{33.66}{1,000}$」に、「$\frac{3.59}{1,000}$」を「$\frac{4.20}{1,000}$」に、「$\frac{26.42}{1,000}$」を「$\frac{31.17}{1,000}$」に、「$\frac{38.04}{1,000}$」を「$\frac{36.15}{1,000}$」に、「$\frac{64.46}{1,000}$」を「$\frac{67.32}{1,000}$」に、「$\frac{7.18}{1,000}$」を「$\frac{8.40}{1,000}$」に改め、同条第２項の表中「$\frac{32.23}{1,000}$」を「$\frac{33.66}{1,000}$」に、「$\frac{3.59}{1,000}$」を「$\frac{4.20}{1,000}$」に、「$\frac{38.04}{1,000}$」を「$\frac{36.15}{1,000}$」に改め、同条第３項中「$\frac{32.23}{1,000}$」とあるのは「$\frac{0.54}{1,000}$」と、「$\frac{26.42}{1,000}$」とあるのは「$\frac{0.45}{1,000}$」と、「$\frac{38.04}{1,000}$」とあるのは「$\frac{0.63}{1,000}$」を「$\frac{33.66}{1,000}$」とあり、「$\frac{31.17}{1,000}$」とあり、及び「$\frac{36.15}{1,000}$」とあるのは、「$\frac{0.58}{1,000}$」に改める。

附則第３条第２項中「第19条」を「第17条第２項及び第19条」に、「附則第３条第１項第１号」を「同項第１号」に改める。

附　則

1　この変更は、平成22年４月１日から施行する。

2　変更後の第32条第１項から第３項までの規定は、平成22年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

## 会社その他の公告

### 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十二年六月一日であり、甲の株主総会の承認決議は平成二十二年三月十九日に終了しており、乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有しているので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　神戸新聞
掲載の日付　平成二十二年三月三十一日
掲載頁　三十頁

（乙）掲載紙　神戸新聞
掲載の日付　平成二十二年三月三十一日
掲載頁　三十頁

平成二十二年四月十三日

兵庫県加古川市加古川町粟津四〇四番地
（甲）小林種苗株式会社
代表取締役　小林　　稔

兵庫県加古川市加古川町粟津四〇四番地
（乙）株式会社ケーズ・ガーデン
代表取締役　小林　　稔

### 吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の介護老人ホームに係る事業等を除く全事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は平成二十二年六月一日を予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年六月十七日
掲載頁　一二六頁（号外第一二六号）

また、平成二十二年六月一日付けで、甲は株式会社日京クリエイトに、乙は株式会社サンクリエにそれぞれ商号変更予定です。

平成二十二年四月十三日

東京都品川区南大井六丁目一六番一九号
（甲）株式会社新日京クリエイト
代表取締役　川口　和晴

東京都千代田区鍛冶町一丁目八番八号
（乙）株式会社日京クリエイト
代表取締役　川口　和晴

### 組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしました。組織変更後の商号はル・テロワール合同会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況につき、当社は計算書類の公告義務はありません。

平成二十二年四月十三日

横浜市青葉区田奈町三一番地六
有限会社ル・テロワール
代表取締役　土志田隆司

### 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年四月十三日

浜松市中区元浜町一一二番地
合資会社青山鉄工所
代表社員　青山　　忠